



駒ヶ根市公告第154号

地方自治法（昭和22年法律67号）第260条の38第1項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産について所有権保存又は移転の登記をするため所有不動産の登記移転等に係る公告申請があり、当該申請について相当と認めたので同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年10月9日

駒ヶ根市長 杉本 幸治



1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	切石原自治会
区 域	<p>1. 北側の境界</p> <p>①. 駒ヶ根市赤穂497番地1235から赤穂497番地19までの北原切石線市道0-201の南側。但し、前述道路の北側に位置する下記の区域も含める。</p> <p>駒ヶ根市赤穂497番地664、同497番地1487、同497番地663、同759番地542、同497番地1715、同497番地2345、同759番地698、同497番地2222、同759番地18、同759番地701、同759番地702、同759番地703、同759番地705、同759番地765、同759番地770</p> <p>②. 駒ヶ根市赤穂497番地19から赤穂497番地1364までの下の井の南側。但し、下の井の北側に位置する下記の区域も含める。</p> <p>駒ヶ根市赤穂873番地11</p> <p>2. 南側の境界</p> <p>駒ヶ根市赤穂497番地1235から赤穂497番地1234までの主要地方道駒ヶ根・駒ヶ岳公園線の北側、並びに駒ヶ根市赤穂497番地1234から赤穂497番地1364までの光前寺北線の北側。但し、両線の南側に位置する下記の区域も含める。</p> <p>駒ヶ根市赤穂3285番地12、同3285番地11、同3285番地10、同3292番地1、同497番地954、同497番地1287、同497番地963、同497番地609、同497番地605、同497番地604、同497番地1879、同497番地603、同497番地1380、同497番地1478、同497番地1232、同497番地529、同497番地1866、同497番地138、同497番地1005、同497番地1724、同497番地469、同497番地481、同497番地1396、同497番地438、同497番地126、同497番地1764、同497番地794、同497番地16、同497番地1737、同497番地768</p>
主たる事務所	駒ヶ根市赤穂497番地902

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地 目	面積 (㎡)	所在地
宅 地	317.25	駒ヶ根市赤穂497番地902
宅 地	204.00	駒ヶ根市赤穂497番地903
宅 地	119.00	駒ヶ根市赤穂497番地904

上記土地の表題部所有者又は登記名義人の氏名または名称及び住所

氏名又は名称	住所	持分
伊藤 智 治	駒ヶ根市赤穂15666番地1	30分の1
塩 澤 秀 雄	駒ヶ根市赤穂497番地1005	30分の1
近 藤 光 三 郎	上伊那郡赤穂町大字赤穂497番地	30分の1
向 山 昭 三	駒ヶ根市赤穂497番地507	30分の1
黒 塚 作 男	駒ヶ根市赤穂497番地718	30分の1
砂 場 子 之 吉	駒ヶ根市赤穂497番地340	30分の1
座 間 次 郎 平	上伊那郡赤穂町大字赤穂14935番地	30分の1
市 川 伊 作	上伊那郡赤穂町大字赤穂497番地	30分の1
勝 島 善 明	駒ヶ根市赤穂497番地870	30分の1
小 井 忠 吉	上伊那郡赤穂町大字赤穂1196番地	30分の1
小 原 弘	駒ヶ根市赤穂497番地919	30分の1
小 原 辰 藏	上伊那郡赤穂町大字赤穂497番地	30分の1
小 栗 福 子	駒ヶ根市赤穂497番地104	30分の1
小 池 市 雄	駒ヶ根市赤穂497番地1180	30分の1
松 村 勝 雄	駒ヶ根市赤穂497番地768	90分の3
松 村 洋 平	駒ヶ根市赤穂497番地576	30分の1
川 上 清 治	駒ヶ根市赤穂497番地1380	30分の1
川 尻 岩 太 郎	上伊那郡赤穂町大字赤穂497番地	30分の1
村 上 秋 和	駒ヶ根市赤穂497番地551	30分の1
大 澤 光 好	駒ヶ根市赤穂497番地907	30分の1
池 上 清	駒ヶ根市赤穂873番地2	30分の1
中 原 利 貴	上伊那郡赤穂町大字赤穂497番地	30分の1
中 谷 美 幸	駒ヶ根市赤穂497番地161	30分の1
那 須 野 由 一	駒ヶ根市赤穂497番地659	30分の1
那 須 野 鐵 雄	駒ヶ根市赤穂497番地1039	30分の1
白 鳥 正 雄	駒ヶ根市下平731番地33	30分の1
福 島 和 夫	駒ヶ根市赤穂497番地315	30分の1
平 田 種 男	上伊那郡赤穂町大字赤穂497番地197	30分の1
北 村 八 郎	駒ヶ根市赤穂497番地514	30分の1
和 田 一	上伊那郡赤穂町大字赤穂497番地240	30分の1

3 当該不動産の登記移転等を行うことについて異議を述べることができる者

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法

- (1) 期間 平成28年1月12日まで
- (2) 方法

異議を述べる旨及びその内容を記載した申請不動産の登記移転等に係る異議申立書に、申請不動産の登記事項証明書、住民票の写し又は所有権を有することを疎明するに足りる資料を添えて、駒ヶ根市長に申し出る。

(郵送の場合は当日の消印有効)